(仮称)文京区個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子)について

1 概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正されたことに伴い、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、個人情報保護委員会が一元的に当該法律を解釈運用することとなった。

令和5年4月1日以降、改正後の個人情報の保護に関する法律(以下、「改正法」という。)が地方公共団体に直接適用されることに伴い、現在の文京区個人情報の保護に関する条例を廃止した上で、(仮称)文京区個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「法律施行条例」という。)を制定するに当たり、(仮称)文京区個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子)を策定したため報告する。

- 2 文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の審議経過等
 - (1) 諮問事項
 - ・保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について
 - ・訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置について
 - (2) 審議経過

· 諮問 6月30日(木)

審議会開催 7月14日(木)、9月7日(水) 計2回

• 答申 9月14日 (水)

- 3 (仮称) 文京区個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子) 別紙のとおり
- 4 今後のスケジュール (予定)

令和4年11月 議会報告(骨子について)

12月 パブリックコメント実施(令和4年12月5日~令和5年1月4日)

令和5年 2月 議会上程

4月 法律施行条例施行

(仮称) 文京区個人情報の保護に関する法律施行条例 (骨子)

1 概要

(1) 個人情報保護制度の改正について

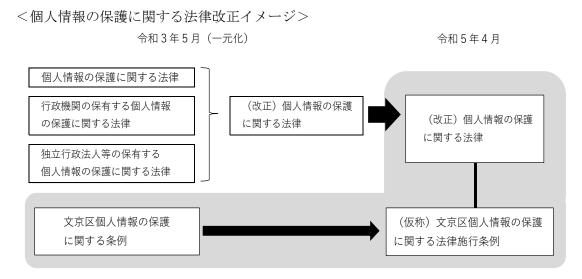
本区の個人情報保護制度は、これまで文京区個人情報の保護に関する条例(以下「現条例」という。)に基づき運用してきましたが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「改正法」という。)において全国的な共通ルールが規定され、適用されることとなりました。

これに伴い、本区では現条例を廃止し、新たに(仮称)文京区個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「法律施行条例」という。)を制定した上で、引き続き個人情報の適切な取扱いを行うこととします。

(2) 改正法と法律施行条例の関係について

地方公共団体が規定する条例においては、改正法の規定により条例に規定することが想定されている事項や、改正法で規定する個人情報の保護やデータ流通に係る内容に直接影響を与えない事項を規定することは認められますが、その他については、条例において規定することが許容されないこととなりました。

したがって、現条例の規定による運用と改正法の規定による運用に差異がない事項については改正法に基づいて運用することとし、法律施行条例には当該事項は規定しません。



※ 網掛けの範囲は、文京区の個人情報保護制度に適用がある範囲

(3) 法律施行条例(骨子)について

この度、現条例と法律施行条例の運用が異なる事項や、改正法において条例に規定することが想定されている事項を中心に骨子を作成いたしました。

2 (仮称) 文京区個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子)

- (1) 目的について
 - 【現条例】区民等に対し自己情報の開示、訂正等を求める権利を保障する とともに、個人情報の保護等に関し必要な事項を定めることにより、 区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図る。
 - 【法律施行条例】法律の施行条例という位置付けを踏まえ、改正法の施行 に関し必要な事項を定める。
- (2) 個人情報を取り扱う事務の登録について
 - 改正法では個人情報を取り扱う事務の登録を行うことは義務付けられていませんが、現条例の取扱いを踏まえ、実施機関は個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、以下の事項について個人情報事務登録簿に登録することとします。
 - 事務の名称
- ・事務内容及び個人情報の利用目的
- ・対象となる個人の範囲 ・個人情報の記録される項目
- ・個人情報の保護管理に係る責任者

上記以外の項目については、別途規則で定めることとします。

- 実施機関は、個人情報事務登録簿を閲覧に供することとします。
- (3) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の期限等について
 - 現条例の規定を変更し、改正法の規定どおり、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の期限は30日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を30日以内に限り延長することができることとします。
 - 改正法の規定どおり、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとします(訂正決定等、利用停止決定等について、特に長期間を要すると認めるときも、同様とします。)。
 - ※ 上記2点は、改正法の規定どおりの運用のため、法律施行条例 には規定しません。
 - 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の期限及び期限の特例は、 改正法の規定どおりとしますが、実施機関は、各期限又は期間内にお

いて、速やかに開示決定等、訂正決定、利用停止決定等を行うよう努めなければならないことを法律施行条例に規定します。

(4) 開示請求における手数料について

● 現条例と同様に、手数料は無料とし、開示に当たって写しの交付を 行う場合は、写しの作成及び送付に要する費用を開示請求者の負担と します。

(5) 審議会への諮問事項について

- これまで文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)においては、個人情報の外部提供に当たっての審議会への事前の諮問等を含む個人情報保護に関する重要事項を所掌事項としていましたが、改正法では、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは改正法の趣旨に反することから所掌事項として認められないこととなりました。
- 上記を踏まえ、法律施行条例においては、以下の事項について、審議会に諮問することができることとします。
 - ・ 法律施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - ・ 改正法に基づく個人情報の取扱いに係る安全管理措置の基準を定めようとする場合
 - ・ 上記のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上 の細則を定めようとする場合

(6) 訂正請求等の開示請求前置について

- 現条例では規定されていませんが、改正法の規定どおり、改正法の 規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は改正法の 規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定によ り開示を受けたものについてのみ、訂正請求又は利用停止請求をする ことができることとします。
 - ※ 上記は、改正法の規定どおりの運用のため、法律施行条例には 規定しません。

3 参考資料

- (1) 個人情報の保護に関する法律(令和5年4月1日施行後)
- (2) 文京区個人情報の保護に関する条例(現行条例)